

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	文部科学省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	高等学校等就学支援金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）に基づき、高等学校等の生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する。</p> <p>・ 特例措置の内容          現在、家計急変世帯の生徒等に対して都道府県等が授業料減免に関する支援を行う場合に必要な予算措置を講じており、令和5年4月から、これを就学支援金制度の中で実施、すなわち、就学支援金の支給年度の途中に家計が急変した世帯の生徒等に対しても、就学支援金を支給することとする制度改正を行う予定である。就学支援金については、就学支援金法第12条及び第13条に基づき、公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置が講じられており、制度の見直し後も引き続き税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>なお、所得税法第9条第1項第15号により、「学資に充てるため給付される金品」は非課税とされており、現在予算措置で行っている家計急変世帯への授業料減免措置自体も、一般的な奨学事業による給付として非課税措置が講じられている。</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第12条、第13条</li> <li>・ 所得税法第9条第1項第15号</li> </ul>		
減収見込額	[初年度] — ( — )      [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的          就学支援金の支給については、個人住民税の課税標準額を算定基準として用いており、前年の所得を参照する必要があるため、その後の保護者の失職等による家計の急変に対応できない制度となっている。そこで、制度を改正して家計急変世帯の生徒等も支給対象とし、生徒等がより安定的に高等学校等に就学することが可能となることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性          現行、就学支援金法に基づき支給される就学支援金については、公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ。          制度見直しにより、就学支援金の支給対象者が拡大するが、新たな対象者にこれらの措置が適用されないとなると、実質的に満額の支給を得られないこととなり、(1)の目的を十分に達することができないため、これらの対象者についても公課の禁止及び差押禁止措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
担当者等（連絡先）	担当課：初等中等教育局修学支援・教材課（課長）山田哲也（課長補佐）西久美子（担当）水戸晶子 電話：（代表）03-5253-4111（内線）2004（直通）03-6734-3578（FAX）03-6734-3177 担当メールアドレス：n-kumiko@mext.go.jp; mito-akiko@mext.go.jp		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律18号）（抄） （目的） 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給が受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</li> <li>・政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり</li> </ul>
	政策の達成目標	経済的理由による高等学校等中退者数の減少
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	経済的理由による高等学校等中退者数 平成22年度：1,043人 → 令和2年度：509人	
有効性	要望の措置の適用見込み	拡充対象者数の試算：1万人程度を想定
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	就学支援金の公課の禁止及び差押禁止が明確化されることで、就学支援金の支給額が減額されないこととなり、高等学校等の生徒等の授業料に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	就学支援金法に基づき公課の禁止及び差押禁止とされている就学支援金の支給対象者の拡大であり、同様の取扱とすることが妥当である。	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>制度創設時及び改正時に公課及び差押えの禁止について以下のとおり要望し、認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度制度創設時（公立高校の生徒等の授業料を不徴収とし、私立高校の生徒等に対して就学支援金を支給することとした法律を制定）</li> <li>・平成 26 年度制度改正時（法改正により公立高校の生徒等に対して授業料を不徴収とする制度から、就学支援金を支給する制度に改める等の改正を行ったもの）</li> <li>・令和 2 年度制度改正時（年収 590 万円程度未満の世帯の私立高校生等に対して就学支援金の支給額を増額したもの）</li> </ul>